

社会教育団体登録の手引き

●田川市教育委員会では、平成21年度から社会教育団体の登録制度を開始し、市内の社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体をいう。以下同じ。）が行う社会教育活動又は生涯学習活動の支援を目的として、教育委員会が所管する施設の使用料等の減免を行っています。

今回、令和6年度の社会教育団体の登録及び更新の申し込みを受け付けます。

◎社会教育団体とは

- 公の支配に属さない自主・自立した団体で、社会教育に関する事業を行うことを主な目的とする団体です。
- 会の運営が講師に依存した、いわゆる私塾・文化教室は該当しません。下記の表を参考にしてください。

	社会教育団体	私塾・文化教室
講師	講師を決める場合は、構成員の総意で講師を決めます。	講師主体で団体の運営を行います。
経理	構成員が互選によって会計担当者を決定し経理を行い、監査を受けて構成員全員に公開します。	講師又は経営者に会費（月謝）を支払います。
運営	構成員全員で民主的に運営します。	私塾・文化教室の講師又は経営者が運営します。

◎登録するためには

登録には、以下のすべての要件を備えていることが必要です。

- 公益的な社会教育に関する事業を継続的かつ計画的に行うことを主たる目的とし、当該事業の成果が十分期待できる団体であること。
- 団体の構成員がおおむね10人以上でかつ、構成員の過半数が市内に居住し、通勤し、又は通学する者であること。
- 団体の主たる活動の場所が市内であること。
- 団体独自の会則及び会計を有していること。
- 活動開始日から1年以上の継続した活動実績を有すること。
- 構成員相互の親睦のみを目的とする団体でないこと。
- 市民に広く開かれ、誰もが時期を問わず、入会又は退会が可能な団体であること。
- 会費等の金額が、団体の運営に必要な範囲内で社会通念上妥当な額であること。
- 未成年者によって組織される団体については、成人の育成者又は指導者がいること。

※公益的な社会教育活動とは…

活動の対象を、田川市全域で、不特定かつ多数の者とし、市民等の生涯学習、文化学習活動や、体育レクリエーション活動をいいます。

上記の項目を満たしていても次に掲げる行為を行う団体は登録することができません。

- 営利を目的とした事業に関する行為
- 営利事業者の利害に関する行為
- 特定の政党の利害に関する行為
- 公の選挙における特定の候補者の利害に関する行為
- 特定の宗教、宗派又は教団の利害に関する行為
- 企業、学校その他の法人の課外活動に関する行為

◎登録のメリットは

○社会教育活動を行うにあたって、下記に記載された施設を使用する場合、施設の使用料等が減額（半額）されます。

※電気料等実費負担分は減額の対象になりません。

施設	住所又は主な施設
田川市体育施設	田川市総合体育館、田川市民球場など
田川市中央公民館（市民会館）	田川市大字伊田 2550 番地 1
田川市美術館	田川市新町 11 番 56 号
田川文化センター	田川市平松町 3 番 36 号
田川青少年文化ホール	田川市平松町 3 番 36 号
田川市立学校	市内小中学校

◎登録又は更新の申し込み方法は

○申し込み及び問い合わせ先まで、登録・更新申請書（様式 1 号）に次の書類を添付して提出してください。

【添付していただく書類】

- ・団体の会則又は規約
- ・役員名簿(会長・副会長・会計及び会計監査の職にある者が記載されているもの)
- ・構成員名簿（居住地又は勤務地か通学地がわかるもの）
- ・団体の活動計画書又は事業計画書
- ・団体の予算書、決算書又は現金出納簿の写し（いずれかひとつで結構です。）
- ・その他教育委員会から求められた場合、必要な書類

※詳しくは各担当部署にお問い合わせください。

※更新の際も上記全ての書類が必要です。

※登録・更新は随時受付を行います。（土日・祝日を除く）

なお、受付時間は 10時から16時までです。

今回の登録有効期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。なお、登録期限が近くなりましたら、更新についてのご案内をします。未更新の場合は登録取消しになりますのでご注意ください。

※申請書を提出いただいてから、登録証の発行手続きを行い、完了しましたらご連絡いたしますので、受け取りにお越しく下さい。

◎その他注意事項

- 登録後、団体の代表者などの変更があった場合は、社会教育団体登録事項変更申請書（様式第5号）に必要事項を記載し、当該変更に係る書類を添付して提出してください。また、活動が停止して、団体が解散したり、登録を取消したりする場合は、社会教育団体登録取消申請書（様式6号）に必要事項を記載して提出してください。
- 令和6年4月1日以降に施設の減免を受けようとするときは、登録証を提示してください。

☆申し込み及び問い合わせ先

文化生涯学習課 田川市大字伊田 2550 番地 1（田川市民会館内）

TEL（0947）44-5110（直通）

[一般生涯学習活動関係]

学習振興・人権教育係 TEL（0947）44-2000（内線 560）

[スポーツ・野外活動関係]

公民館・スポーツ係 TEL（0947）44-2000（内線 565・567）

[文化・芸術活動関係]

文化係 田川市大字伊田 2734 番地 1（田川市石炭・歴史博物館内）

TEL（0947）44-5745（直通）

TEL（0947）44-2000（内線 572・573）